

町民1人あたり 前年度比較

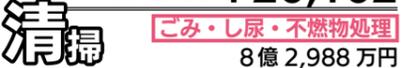
¥363,869 ↓¥61,560

※令和4年12月末の総人口41,283人で算出

**社会福祉** 老人・心身障がい者  
26億7,976万円  
1人あたり ¥64,912



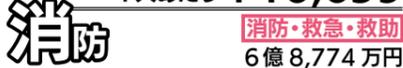
**清掃** ごみ・し尿・不燃物処理  
8億2,988万円  
1人あたり ¥20,102



**児童福祉** 保育園・母子・乳幼児  
34億8,697万円  
1人あたり ¥84,465



**消防** 消防・救急・救助  
6億8,774万円  
1人あたり ¥16,659



**保健衛生** 健康診査・各種検診・産場  
7億9,623万円  
1人あたり ¥19,287



**小中学校** 小学校・中学校  
6億9,750万円  
1人あたり ¥16,896



菰野町財政

DATA

菰野町庁舎

菰野町の令和3年度決算報告が町議会で認定されました。

歳入の POINT

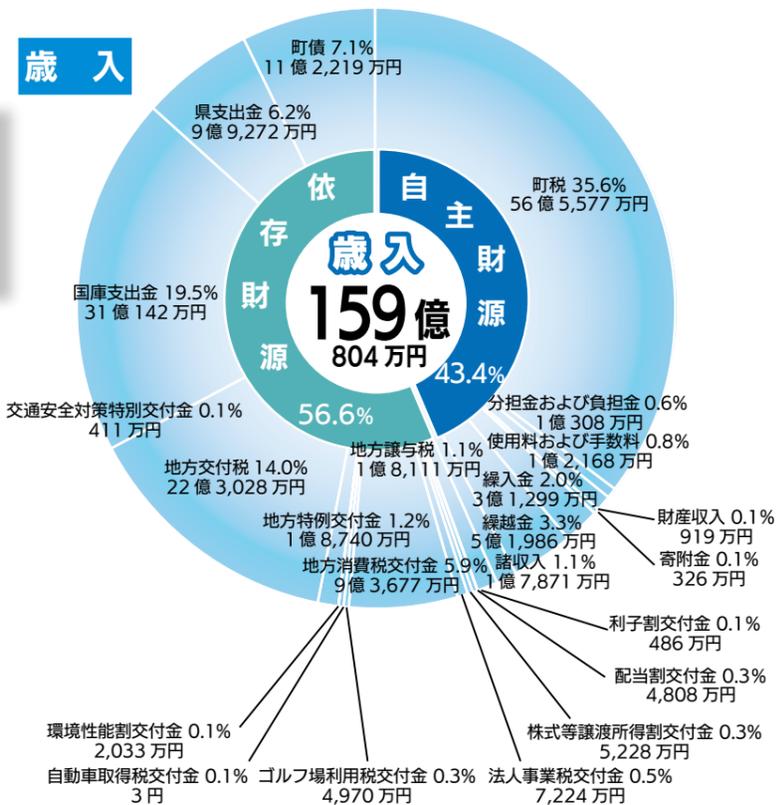
- ・歳入全体は前年度と比べ13.7%減
- ・個人町民税は2.6%減、固定資産税は5.9%減
- ・国庫支出金は48.4%減

町税が前年度に比べ3.1%の減となりましたが、歳入全体に占める割合は3.9ポイント上昇し35.6%となりました。その主な要因は、前年度にあった特別定額給付金給付事業の国庫補助金が全額減少したことによるもので、国庫支出金の歳入全体に占める割合が前年度比13.1ポイント下回り19.5%となっています。町税の主なものとしては、町民税のうち法人町民税が3.7%増加しましたが、町民税のうち個人町民税が2.6%、固定資産税が5.9%それぞれ減少しました。

一方で普通交付税では、基準財政収入額で税収の減収が見込まれたほか、再算定における臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入等により45.0%の増となりました。繰入金は、財政調整基金繰入金の減少等により前年度に比べ59.1%の減となりました。

令和3年度 決算報告

歳入



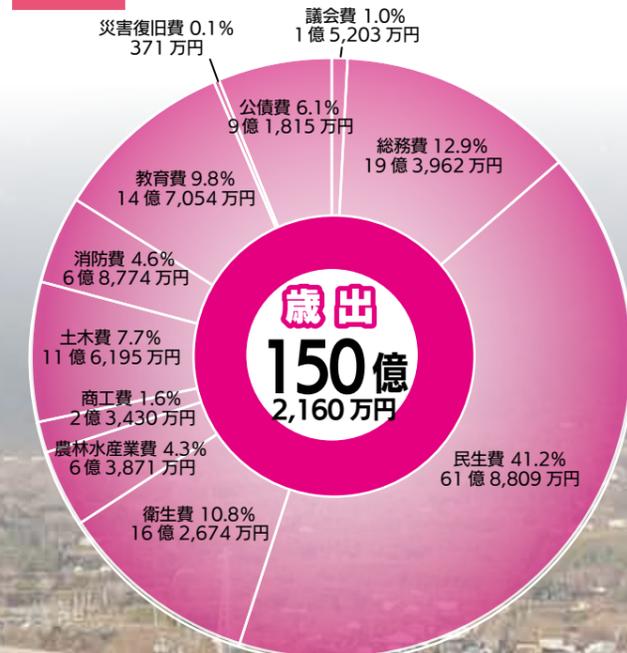
歳出の POINT

- ・歳出全体は前年度と比べ14.9%減
- ・公債費等の義務的経費は19.2%増
- ・投資的経費は25.4%減

性質別分類では、義務的経費が会計年度任用職員の共済組合加入による人件費の増、子育て世帯臨時特別給付金事業による扶助費の増、菰野小学校、菰野中学校、八風中学校の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債による公債費の増などを要因に、前年度に比べ19.2%の増となっています。歳出全体に占める義務的経費の割合は、前年度より14.1ポイント上回り49.4%となっています。投資的経費は、菰野保育園園舎増改築事業、土地区画整理事業助成金が全額減少したことなどにより、前年度に比べ25.4%の減となりました。歳出全体に占める投資的経費の割合は、前年度より1.2ポイント下回り8.7%となっています。

※義務的経費は支出が義務付けられ任意に削減できない人件費、扶助費、公債費が含まれます。投資的経費は、支出の効果が資本形成に向けられる普通建設事業費や災害復旧事業費などが含まれます。

歳出



会計別決算額 (特別会計含む)

	歳入	歳出	差引
一般会計	159億804万円	150億2,160万円	8億8,644万円
特 国民健康保険	36億3,001万円	35億4,435万円	8,567万円
別 土地取得	56万円	25万円	31万円
会 介護保険	34億5,075万円	32億3,503万円	2億1,571万円
計 後期高齢者医療	9億4,047万円	9億3,182万円	865万円
計	239億2,983万円	227億3,305万円	11億9,677万円

企業会計	収入	支出	差引
水道	8億6,583万円	7億3,912万円	1億2,670万円
事業	8,162万円	3億6,009万円	-2億7,848万円
下水道	14億3,997万円	12億9,516万円	1億4,481万円
事業	14億2,034万円	18億1,131万円	-3億9,097万円

※四捨五入の関係で合計額等が合わない場合があります。

財政の健全化判断比率

	菰野町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.37%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.37%	30.00%
実質公債費比率	3.2%	25.00%	35.00%
将来負担比率	—	350.00%	—

▶菰野町は実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のため「該当なし(—)」となり、将来負担比率も基金残高や地方交付税算入額が将来負担より大きいため「該当なし(—)」となります。  
▶早期健全化基準のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率は地方公共団体の標準財政規模に応じて異なります。

【用語の説明】

- ▶標準財政規模は、町税など一般会計の標準的な年間収入です。
- ▶実質赤字比率は、一般会計および土地取得特別会計の赤字額が、標準財政規模に占める割合です。
- ▶連結実質赤字比率は、地方公共団体における全ての会計の合計赤字額が、標準財政規模に占める割合です。
- ▶実質公債費比率は、一般会計の公債費および一般会計が負担する公債費の合計額が、標準財政規模に占める割合です。
- ▶将来負担比率は、一般会計の負債および一般会計が負担することになる負債の合計額が、標準財政規模に占める割合です。
- ▶早期健全化基準は、自主的な財政健全化が必要な段階で、これを超えると財政健全化計画の策定等が求められます。財政再生基準は国などの関与による確実な再生が必要な段階で、これを超えると厳しい財政再生を求められます。